

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外186名

一審被告 関西電力株式会社

## 証拠説明書

平成28年6月1日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同上 笠原一浩

ほか

号証	標目 (原本・写し)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲262	若狭湾沿 い、高浜町 の海岸低地 におけるト レンチおよ びハンドオー ガーによる 津波堆積物 調査 (学会発表 資料)	写 し 4 2015.5.2	山本博文 ほか	(1) 2011年ころ、福井県において電力事業者による津波堆積物調査が行われてきたが、それらは嶺南地方東部に偏っており、本件原発のある嶺南地方西部では行われなかったことから、山本教授らの調査は、嶺南西部で津波の痕跡を見出したという点で学術的にも高い価値を持つこと (2) 笠原川付近で見つかった津波痕は、高さ10mを超える浜堤列を超えたところにあること (3) 菌部ハンドオーガ38'50cm試料(Ev-1b)からは有孔虫(プランクトンの一種)が産出されており、また同層では、岩礁の藻に付	

号 証	標 目 (原本・写し)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
				<p>着する <i>Elphidium crispum</i> や岩礁に付着する <i>Cibicides lobatulus</i> が多産すること、さらに同層には、和田海水浴場（高浜町東部）の砂と多くの共通種が含まれており、海浜砂と判断されること</p> <p>(4) 山本教授は、以下の理由などから、今回発見されたイベント砂層は津波の可能性が高いと判断していること</p> <p>① 砂の分布範囲が広い</p> <p>② 歴史記録と年代が一致する</p> <p>③ 特徴的な堆積構造がある。</p> <p>(5) これを受け、山本博文教授らは、下記のとおり結論を導いていること</p> <p>①高浜町菌部では1 m以浅の泥炭室層中に最大で3層のイベント砂層があった</p> <p>②砂層は海岸線から550 m以上内陸部まで分布している</p> <p>③砂層は構成粒子の特徴から海側から供給されている</p> <p>④砂は主に浜堤の切れ間から入り込んだ</p> <p>⑤イベントとしては津波の可能性が高い</p> <p>⑥イベント年代としては14～16世紀ころ</p> <p>⑦天正地震時（1586年）頃の津波の可能性もある</p> <p>等</p>	
甲263	大会プログラム（大部になるため、当該ページのみ提出）	写し	2015.10	日本地震学会	2015年10月26～28日に開催された日本地震学会2015年度秋季大会において、島崎邦彦教授が「活断層長に基づく地震モーメントの事前推定」という講演を行ったこと

号 証	標 目 (原本・写し)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲 2 6 4	活断層長に 基づく地震 モーメント の事前推定	写し 2015.10	島崎邦彦	わが国を代表する地震学者である 島崎氏は、上記講演において 「日本海沿岸では、過去の津波被 害想定が過大であるとして見直す 動きが報じられている。断層の傾 斜角が 60-90 度で、断層のずれが 大きい場合には、上記報告書の津 波高さが過小評価である可能性が あり、慎重な検討が必要である。」 と述べ、国土交通省の津波評価が 過小評価と指摘していること	
甲 2 6 5	「島崎提出 資料」と題 する文書	写し H23.6.13 (「東北 地方太 平洋沖 地震を 教訓と した地 震・津波 対策に 関する 専門調 査会」の 第 2 回会 合)	同上	同氏は、既往最大について、 「対象地震想定の原則 1. 想定は科学的知見に基づく。 対策の可否とは切り離すこと。ま ず、現実を直視する必要がある。 対策が難しいために、可能性を無 視したり、思考停止に陥ってはな らない。 2. 新たな知見を常に検討し、必 要な場合に、直ちに想定を変更す る。想定変更の影響が大きいから といって、躊躇してはならない。 3. 既往最大を考える場合は、各 地点での既往最大ではなく、同じ 地学条件と考えられる地域での既 往最大を考える。単に海溝である という情報しかなければ、マグニ チュードの既往最大は 9. 5 (1 9 6 0 年チリ地震) である。」 と指摘していること	
甲 2 6 6	津波浸水想 定について (解説)	写し H28.3.25	山形県	本件原発同様、日本海側に位置す る山形県は、最大 16.3m の津波が 到来しうると想定していること (3 p)	

以上